

第 4 9 9 回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和 6 年 12 月 12 日)

第499回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和6年12月12日(木) 13時56分～16時04分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和6年12月2日(木)

招 集 者 会長 北田 國一

3 出席者

委員(13人) 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、米田輝隆、
樋口元武、下前清弘、山田正通、海野徹也、川下求、野田秀明、
松下博紀

県(6人)	農林水産局水産課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	〃	主 査	後藤 敬太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(4人) 福地次長、太田主任、中林主任、房尾技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第86号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について

第87号議案 広島県漁業調整規則の改正について

第88号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について

第89号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る漁業の許認可方針の改正及び申請期間等につ
いて

第90号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

第91号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

第92号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

(2) 協議事項

第93号議案 令和7年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

(3) 報告事項

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和5年分）について

6 議事の経過

13時56分、事務局の福地次長から第499回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し13名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に川岡委員と高橋委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第86号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について】

議長 はじめに、「第86号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第86号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

後藤主査 （広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について、資料1により、まあじとまいわしに係る漁獲努力量の指標の時点更新、及びかたくちいわし瀬戸内海系群の特定水産資源指定に伴う管理手法や配分基準等の設定につき方針を改正することについて説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 かたくちいわしの系群の話ですが、瀬戸内海系群という表現がされていますが、瀬戸内海区での採捕の話なのでしょうか。例えば、豊後水道等で獲れたものは瀬戸内海系群には入らないのでしょうか。

後藤主査 国でそれぞれ系群を定めており、はっきりとした位置について表現は出来ませんが、瀬戸内海で獲られた範囲となっています。

山田委員 もう1つ質問させてください。瀬戸内海系群は48,000トンの内数ということですが、これは瀬戸内海で体色が銀色のものが48,000トン獲られているということでしょうか。

後藤主査 おっしゃるとおりです。体色が銀色のカエリ以上の漁獲量となっており、農林水

産統計の数字を参考にして、国が資源評価して定めています。ちなみに広島県で言いますと、12,000トンとなっており、約3割程度のシェア率となっています。

もし、国の方が48,000トン漁獲出来ると定めた場合、そのうちの3割が広島県の配分という形で今後定められるようになると聞いています。

山田委員 広島県は大羽小羽で12,000トン獲っているのですか。

後藤主査 はい。一番多い県となっています。

山田委員 分かりました。

横内課長 少し補足します。以前は、太平洋瀬戸内海系群ということで宮崎から高知、それから瀬戸内海というように一本になっていましたが、いつからか区切りがついて瀬戸内海系群と太平洋系群に分かれました。今は紀伊水道から豊後水道くらいまでの瀬戸内海の内側で獲られたものを瀬戸内海系群と呼ぶようになっています。

山田委員 分かりました。

米田委員 今おっしゃった広島県の12,000トンというのは報告があったのでしょうか。既にステップ1の報告がされているということでしょうか。

後藤主査 国の動きとしては令和7年1月1日からスタートするのですが、今年度の漁期である6月からぱっち網の各業者さんに漁獲報告を上げてもらっている状況です。今はまだ全部の業者さんに提出していただいている訳ではないので、12,000トンとイコールではありませんし、今年は少ないという情報も入っています。令和4年、5年の農林水産統計の数字を見ると、12,000トンが広島県の漁獲量となっています。

米田委員 6月から報告が上がってきているが、操業中のためすべてが入っている訳ではなく、全員が報告している訳でもないということですね。

後藤主査 そのとおりです。そこは今後指導してく予定です。

山田委員 走島の漁業者が漁獲した分はこの中には含まれないんですよね。走島の方は獲っていないのでしょうか。

高橋委員 獲っていないでしょう。

後藤主査 走島はチリメンが主ですが、いくらかカエリ以上のイリコを共販に出されているので、そういった数字は把握できるよう会長さんにもお話させていただきました。

濱松委員 ちょっと確認させていただきたい。私もアジを獲るのですが、マルアジとヒラアジを獲っています。マアジというのはどの様な種類なののでしょうか。

横内課長 マアジはいわゆるヒラアジです。

濱松委員 マルアジは多いですが、ヒラアジは全然獲れません。

山田委員 マルアジはマアジには含まれないのでしょうか。

横内課長 入らないと思います。

議長 入らないでしょう。

横内課長 資料にもあるように、広島県の基本シェアが0.01パーセントとなっているので全

体の資源量からすれば僅かしか獲られていないということになります。

濱松委員 ついでに教えていただきたいのですが、関あじ関さばで有名な関あじはどの部類に入るのでしょうか。

横内課長 関あじはマアジに含まれます。

濱松委員 自分もそのように理解はしていますが、こんなに獲れるのかとふと疑問に思ったので質問させていただきました。マルアジは網いっぱいにも獲れたこともありましたが、今は全然と言っていいほど獲れません。

横内課長 マアジ自体、全国的にも資源量が非常に下がっています。その中でも瀬戸内海はさらに獲れない区域となっていて、太平洋から入ってくるような魚種のため極めて少なくなっていると思われます。1990年代に全国で8万トン獲れていたのが、現在は2万トン程度となっているので4分の1程度の漁獲量になっています。

濱松委員 分かりました。

海野委員 よろしいでしょうか。今瀬戸内海系群の漁獲量が48,000トン程度というお話でしたが、資源量はどのくらいなのでしょう。それに対して何パーセントの漁獲圧があるからこの量で良いという数字が出ているのだと思います。数字ありきでいっているような気がしたので、確認させてください。

後藤主査 国も資源管理をするにあたり資源量を出しており、令和5年度の資源評価で親の量が49,000トンと出しています。その中で計算式は省略させていただきますが、48,000トンの漁獲量なら大丈夫と出しています。

海野委員 漁獲圧なども考慮した上で計算されているというのは分かりました。もう1点教えてください。シラスは対象になっていますよね。

後藤主査 シラスは資源量の評価が出来ない、というのも小さいので自然死亡率が色々な影響でかかるため、シラスについては漁獲可能量の範囲にはしていません。ただ、子がたくさん獲られれば親も減っていくといった兼ね合いもあるので、漁獲努力量を増加させないよう努めるとなっています。

海野委員 私はシラスのほうをしっかりとの方が良いと思うのですが。

後藤主査 漁業者さんからもそういった声はあるので、国も分かっていると思いますがなかなか計算が難しいというところです。

海野委員 分かりました。

山田委員 ぱっちの業界には話をされているのでしょうか。

後藤主査 はい。お話させてもらって、個人個人の業者の方にも話を聞いています。資源管理はしていかないといけないと理解していただいています。業者の方からすると12,000トンはまだ少なすぎるという感覚を持たれている方もいらっしゃる。それをはっきりさせるためにも漁獲報告を上げてくださいますようお願いしています。漁獲報告を上げなければ、その分配分も減るのでマイナスにしかないというお話も

させてもらって、皆さんに報告を上げてもらうようお願いしています。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

全委員 はい。

なければ、採決に移ります。それでは、第86号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量については、原案のとおりで異存ないということによろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第86号議案は、原案のとおり異存ない旨を答申します。

【第87号議案 広島県漁業調整規則の改正について】

議長 次に、「第87号議案 広島県漁業調整規則の改正について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第87号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （広島県漁業調整規則の改正について、資料2により、漁業法等及び刑法の一部改正に伴う所要の改正並びに文言の適正化を内容とする改正について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 はい。衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者に該当するような漁船が県内にあるのでしょうか。それともう1点。近い将来、こういったものを命じられる漁船があるのでしょうか。

房尾技師 衛星船位測定送信機については大臣許可には設置が義務付けられていますが、広島県で命じられた者もいませんし、今のところは命じる予定はありません。

山田委員 あまり意味のないような変更ですね。

議長 他にはありますか。

米田委員 すみません。自然人というのはどのようなものでしょうか。

房尾技師 法人ではない一般の人を指します。

箱崎委員 私たちは自然人ということですか。

房尾技師 そうです。

松下委員 両罰規定の対象となる規定についてと記載がありますが、両罰規定というのは自然人が罰せられたら法人も罰せられるという理解でよろしいですか。

房尾技師 そのとおりです。

松下委員 ということは、自然人を対象とすることを明確化するという言い回しはおかしいのではないのでしょうか。両罰規定は自然人も法人も罰せられる規定なので、自然人を対象とすることを明確化するという意味が分かりません。

房尾技師 新旧対照表には第59条及び第60条のみ掲載しているのですが、第61条に法人を対

象とした規定を入れております。

松下委員 59条は自然人を対象としているということですか。

房尾技師 はい。59条は自然人を対象とした記載になっています。

松下委員 旧号、改正前がですか。

房尾技師 改正前も改正後も自然人を対象としているのですが、自然人のみというのが旧条だと読みにくいため、新たに文言を修正するものになっています。

松下委員 59条の「該当する者は」というのが法人も含まれるかもしれないのでということですか。

房尾技師 そう読めてしまう可能性があるため、自然人のみが対象だということを分かりやすく書き直す改正です。

松下委員 もう1つよろしいでしょうか。第51条について、機器の常時作動を命じることができるんですね。ただ、第2項で通信の妨害その他云々、損なう行為をしてはならないというのを付加したということですよ。

房尾技師 はい。

松下委員 翻って考えてみると、命じられた方が命令に反する行為をしてはいけないのは当たり前すぎるので、2項を付加した意味というのは何なのでしょう。

房尾技師 本県では事例が無いので、国になぜこの項目を追加したのか確認したのですが、機器の常時作動を命じたにもかかわらず、あえて妨害して、作動させてはいるが電波が飛ばないようにしている事例があったため、この妨害行為を行ってはならないという文言が追加されたと同っています。

米田委員 電源は付けているが、アンテナが無いということか。

房尾技師 そのようなイメージです。

三浦主査 機器を電波が飛ばないように鉄のようなもので囲う等、電波が飛ばないようにしているということだと思います。

房尾技師 付けて作動はさせているけど、情報はいかにように工夫されている方がいらっしやうから追加されました。

川下委員 他の犯罪でもよく使われる手法です。

松下委員 法律的な読み方をすると、今言ったことについても常時作動させることを命ずることの中に含まれると思うのですが、私が想像するに、2項を付加した意味というのは、間違っていたら指摘していただきたいのですが、ここに罰則を付けたいからなのではないでしょうか。

房尾技師 それもあると思います。

松下委員 常時作動することを命ずることができるという部分については、先ほど言われたような行為をした人がいて、その行為を明確化して罰則を付けたいからという趣旨ではないでしょうか。

房尾技師 2項に追加されたので罰則ができるようになります。

三浦主査 この条文で、「常時作動することを命ずる」ことに対して常時作動させているから違反ではないという言い逃れをさせないために、それに加えて電波が飛ばないような妨害行為をしてはならないという内容が追加されたということだと思います。

松下委員 51条1項というのは罰則があるのでしょうか。

房尾技師 51条1項も法律で既に罰則があります。それにさらに2項も対象になります。

松下委員 それは同じ科刑ですか。

房尾技師 同じです。

議 長 よろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 なければ、採決に移ります。それでは、第87号議案 広島県漁業調整規則の改正については、原案のとおりで異存ないということによろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第87号議案は、原案のとおり異存ない旨を答申します。

【第88号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について】

議 長 次に、「第88号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第88号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について、資料3により、当該漁業許可の有効期間及び申請期間を定めて公示を行うことについて説明した。）

議 長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 うなぎ稚魚の採捕の話だと思いますが、近年、採捕量についてはどのような推移を示しているのでしょうか。毎年採捕期間が終了した際に報告があると思うのですが。国の方でも県の方でも、うなぎの資源保護ということで休漁期間を設けられていると思いますが、それによって資源がどのように推移しているのかに疑問がありお尋ねさせていただきます。

房尾技師 すみません。具体的な数字を持っていないのでどれだけ獲れているというのは申し上げられないのですが、条件に決めているとおり、やなについては6.4キログラム、火光利用については2.2キログラムを超えた採捕はされていません。

三浦主査 補足させていただきます。手元に正確な数字はありませんが、10年前と比較すると減少傾向であることは間違いありません。上限が6.4キログラムと2.2キログラムとなっていますが、現在は、大体30パーセントくらい獲れるかどうかくらいの量となっています。資源管理については、内水面の方で下りうなぎの採捕を10月から3

月末まで禁止する等の措置は行っているところですが、なかなか資源が上向いているという状況にはないと思っています。

山田委員 分かりました。

川岡委員 減少している原因として鵜があると思います。うなぎがあがってくる前に鵜が全部獲ってしまいます。白魚も1匹も獲れなくなりました。昼になると広大川に並んでいる鵜を何とかしてもらいたいです。水道管に並んでいるので、水道管に電気を流したりしてもらえないかといつも言っていますが、全然してもらえません。

山田委員 ウナギの完全養殖ということで人工的な種苗生産を何とか早急に確立していただいて、それを養殖用の種苗に回せるようなことを考えないと、とてもじゃないですが今のような状況で資源の回復は見込めないのではないのでしょうか。県の方もぜひ水産庁のお尻を叩いていただきたいと思います。

議長 タチウオと同じでどんどん減ってきています。多くなった魚はいません。

川岡委員 冗談としてですが、県の方で鵜を1匹獲ったらいくらという風に補助を付けてくれば、魚よりも刺し網でとれます。

濱松委員 山の方ではイノシシを獲ったらいくらというのがあります。

川岡委員 漁師も鵜の被害で困っています。メバルも1匹もいません。全部鵜が獲っています。

高橋委員 定置網にもかかります。

濱松委員 河口でヒラメを獲っていると、年5、6匹くらい鵜がかかります。そのうち役所の人が1匹か2匹持って帰ってお腹の中を見てみるとかなり魚を食べているようでした。

議長 他にはありませんか。なければ、採決に移ります。それでは、第88号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等については、原案のとおりで異存ないということよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第88号議案は、原案のとおり異存ない旨を答申します。

【第89号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る漁業の許認可方針の改正及び申請期間等について】

議長 続いて「第89号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る漁業の許認可方針の改正及び申請期間等について」を上程します。提案理由と内容を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第89号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （備後地区のごち網漁業許可に係る漁業の許認可方針の改正及び申請期間等につ

いて、資料4により、当該漁業につき廃業に伴い定数を減じる方針改正を行うとともに、申請期間を定めて公示を行うことについて説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

松下委員 許可の数が14から13に減ったということですね。

房尾技師 そうです。

松下委員 減らすことについて、一般の市民に対して公示等の手続きはあるのでしょうか。廃業によって減るとありますが、許可が1つ減ったということであれば、1つ余っているという認識でいいですか。それとも単に事実がそうになっているということを言っているのでしょうか。

房尾技師 すみません。もう一度お願いします。

松下委員 元々あった許可が14で、廃業されて1つ減り13になったんですね。例えば、一つ前提を想定すると、私やりたいという人がいなかったのか。

濱松委員 やりたい人がいないということでしょう。

房尾技師 そうですね。一応、事務所を通じて確認はしているのですが、特段名乗りを上げる方がいらっしゃらなかったんで減らしています。

議長 出てきたらまた増やすのでしょうか。

房尾技師 ごち網については、増えません。

松下委員 仮にやりたいという方が出てくれば、14のままで現状維持するということでしょうか。

房尾技師 そうです。

箱崎委員 県で預かるということでしょうか。

福地次長 ちょっとよろしいでしょうか。県預かりということではありません。方針に定めている数が最終的な許可の数になるので、県でその1つを預かっておいて何かあったら出すというものではありません。例えば、今回廃業された方が、辞めるのをやめたと言ってこられた場合には、事前にそういった情報をいただいて地元とも話をさせていただいて調整が整えば復活というのはあり得ると思います。ですが、今まで全くごち網漁業をやられることが無かった地区の方からいきなり手が上がった場合には、調整に時間がかかるということもあるかもしれませんので、必ず復活させるという確約は致しかねますが、要望があれば対応させていただくことになります。

松下委員 そうすると、14から13に減るというのは現状、廃業する人がいたので運用としては13になるということであって、実際あるかないかは別として、ごち網漁をどうしてもやりたいという人に機会を与える場はないのでしょうか。例えば、ホームページで示している等。

福地次長 ホームページで公示まではしてはいませんが、やりたい方がいるが許可の枠が足りないといった情報は、漁業協同組合さんから農林水産事務所水産課を通じて我々

の方に入ってくるようになっているので、その情報をいただいてからの検討、調整ということになります。

松下委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。なければ、採決に移ります。第89号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る漁業の許認可方針の改正及び申請期間等については、原案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第89号議案は、原案のとおり異存ない旨を答申します。

議 長 ここで、15時15分まで休憩をとりたいと思います。

(2) 協議事項

【第93号議案 令和7年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議 長 続いて第90号から92号議案までの付議事項に入るところですが、協議事項の第93号議案の後でご審議いただくほうがよいと思いますので、協議事項を先に上程させていただきます。

では、第93号議案「令和7年度の対岡山・香川・愛媛 連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」を上程します。事務局から説明してください。

福地次長 (資料6により、第93号議案の提案理由及び協定案について説明した。)

議 長 ただいま事務局から入漁協定に関する説明がありました。委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

三浦主査 一点、資料の修正をさせてください。7ページのタイトルについて、広島海区から愛媛海区となっていますが、愛媛海区から広島海区の誤りですので、資料の修正をお願いします。

議 長 他にはありませんか。それでは、第93号議案「令和7年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり各海区に提示することによってよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 また、この案を踏まえ、入漁交渉及び協定の締結については、交渉委員に一任することによってよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第93号議案は、原案のとおり、交渉については関係委員に一任することとします。委員の皆様、よろしくお願いします。

(1) 付議事項

【第90号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

【第91号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

【第92号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

議長 付議事項に戻ります。第90、91、92号議案は関連事項として一括上程いたします。

それでは、第90号議案では「岡山県からの」、第91号議案は「香川県からの」、そして、第92号議案は「愛媛県からの」、それぞれの「入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について」、提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第90号、第91号及び第92号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

三浦主査 （資料5－1により、県外入漁許可に係る申請期間等の公示について説明した。資料5－2から5－4により、各県からの入漁に係る広島県漁業調整規則第11条の規定に基づく制限措置などの公示について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

議長 何かありませんか。なければ、採決に移ります。第90から92号議案の「岡山・香川・愛媛県からの」、それぞれの「入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について」は、原案のとおりで異存ないということよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 また、この内容は、入漁交渉によって変わる可能性がありますので、入漁協定の締結内容をこの制限措置等に反映させることについては、会長と事務局が確認の上、県に一任するとしてよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第90、91、92号議案は、原案のとおりで異存ない旨を答申します。ただし、各入漁協定の内容による変更は、会長と事務局が確認の上、認めることとします。

(3) 報告事項

【漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和5年分）について】

議長 続いて報告事項に移ります。「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和5年分）について」説明をお願いします。

房尾技師 （資料7により、漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和5年分）について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問はございませんか。

山田委員 この資料については、漁協におかれても水産課におかれても苦勞されたと思います。

こういった資料が毎年作られるという前提の話ですが、一番右の評価の欄に丸がされています。この丸はどういった意味があるのでしょうか。

房尾技師 漁場をちゃんと活用されているという丸になります。

山田委員 漁場の活用の状況も様々だと思います。数字がきれいに書かれているところもありますし、書かれていないところもあります。書かれていないところについては、休業という形で整理されているところもありますが、県知事が免許している内容になるので、今後丸という付け方をどういう風に考えていくのか、次回の共同漁業権切り替えに向けて水産課の中で検討されてはいかがでしょうか。この資料を見てそう思ったので提案させていただきました。私が担当していた頃とは漁場環境、漁業者、組合の関係も変わっていると思いますので、一概にこれではいけないという話はしませんが、実態に合わせた免許や行使が必要だと思います。次回の免許切り替えに向けて、十分現地指導しながら、次の免許方針に活かしていくことを考えていただけたらというお願いです。

三浦主査 細かく出していただいている漁協もありますし、書きぶりがざっくりしたところもございます。漁協さんによっては、もう少し報告をしていただきたいというところがあるというのが正直なところです。そこは今後とも内容や活用状況について指導していきたいと思います。

山田委員 ありがとうございます。

議 長 他にはありませんか。

全 委 員 はい。

議 長 それでは、本日予定していた議題は以上ですが、他に委員の皆様から何かございますか。

議 長 県、事務局からも何かありませんか。

福地次長 入漁関係になりますが、事前協議及び連調委の日程について未定のところがございますので、決まり次第、各関係委員にご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

房尾技師 もう一つよろしいでしょうか。先ほど第 88 号議案をご審議いただいた際に今年度の採捕数量について手元に資料がないとしていましたが、休憩の際に確認したところ、火光利用の方が約 1.365 キログラム、やなを使用する方が 0.557 キログラムで、県内で約 2 キロ弱の採捕がございましたので、報告させていただきます。

議 長 ありがとうございます。これをもちまして、第 499 回広島海区漁業調整委員会を終了します。長時間にわたり、慎重審議をしていただきありがとうございました。

(1 6 時 0 4 分閉会)